

## 公益社団法人 山形県看護協会

### 2022 年度「今野フサ子記念奨学金」給付奨学生募集要項

#### 1. 応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1) 日本国民であって都道府県の准看護師の免許を有し、心身ともに健全なこと
- 2) 働きながら看護師資格取得のため進学を希望し、通信制の看護師養成所 2 年課程に進学することが決まっていること
- 3) 看護師の資格を取得し、看護師として山形県内で 3 年間活動できること
- 4) 現在、准看護師として山形県内の病院などに 3 年以上勤務していること
- 5) 現在所属している施設長より推薦されていること
- 6) 日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること

#### 2. 奨学金の給付額

一人あたり 50 万円を一括して交付します。

#### 3. 給付奨学生採用数

2022 年度は 2 名募集します。

#### 4. 応募方法

下記書類一式を揃え、郵送にて総務課奨学金担当宛直接申込ください。

- 1) 様式 1 願書・履歴書
  - ・写真貼付・撮影 3 ヶ月以内
  - ・印鑑登録している実印を使用
- 2) 様式 2 出願者推薦書
- 3) 様式 3 出願理由書
- 4) 様式 4 誓約書
- 5) 准看護師免許証の写し
- 6) 在学証明書
- 7) 住民票

※提出書類は黒のボールペン、万年筆、油性のペンのいずれかで記入してください。

※応募書類は返却いたしません。

## 5. 応募書類受付期間

2022年6月1日（水）～6月30日（木） ※必着

## 6. 連帯保証人の要件

連帯保証人は、次のすべての要件を備えるものとします。また、給付奨学生本人が給付奨学生の身分を喪失し、奨学金の返還が出来ない場合は本人に代わって連帯保証人が返還の責任を負います。

- 1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- 2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- 3) 国内に住所を有すること
- 4) 奨学生との連絡が確保されていること

## 7. 奨学生の給付決定

申込期日までに到着した願書・履歴書等、応募書類に基づき選考委員により厳正に審査し、決定します。

結果は、決定通知書により7月中旬までに通知します。

## 8. 給付決定後の提出書類

奨学金の給付決定後、下記の書類を提出してください。

- 1) 様式5 「今野フサ子記念奨学金交付式」出欠回答用紙
- 2) 様式6 「今野フサ子記念奨学金」振込指定口座届出書
- 3) 「印鑑登録証明書」

給付奨学生及び連帯保証人ともに、誓約書に捺印した実印の印鑑登録証明書を提出すること

- 4) 様式7 「今野フサ子記念奨学金」受領書
- 5) 様式8 「現況届」看護師免許を取得後3年間（毎年）の住所・勤務先確認

## 9. 奨学金の交付

交付にあたっては、山形県看護協会において奨学金交付式を行いますので、出席をしてください。

※日時については、別途通知。

## 10. 奨学金の辞退

給付奨学生は、辞退届（様式 9）の提出により奨学金給付の辞退を申し出ることができます。

## 11. 各種手続き

給付奨学生は、給付奨学生又は連帯保証人が、本会に届け出ている内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式 10）を提出してください。

## 12. 給付奨学生の身分の喪失

給付奨学生が次の各号のいずれか一つに該当するときは、給付奨学生の身分を喪失します。

- 1) 「規程」第 3 条に定める給付奨学生の資格を喪失したとき
- 2) 修学の継続ができないとき
- 3) 奨学金の給付を辞退したとき
- 4) 2 年間で修了できなかったとき
- 5) 修了し看護師資格を取得できなかったとき  
（ただし、翌年までは認めるものとする）
- 6) 死亡したとき
- 7) 偽りの申請その他不正な手段により給付を受けたとき
- 8) 看護師免許を取得後、3 年間山形県内に留まり看護師として活動できなくなったとき
- 9) その他給付奨学生として適当でないと本会が認めたとき

## 13. 奨学金の返還

給付奨学生が、給付奨学生の身分を喪失したとされたときは、「死亡したとき」を除き奨学金全額を 24 ヶ月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければならない。